

## 第4回 議員定数等議会活性化特別委員会

令和8年2月18日(水)  
10時00分～ 時 分  
全 員 協 議 会 室

- 【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長  
今田委員、遠藤委員、足立委員、笹田委員、芦谷委員、西田清久委員  
【議長団】澁谷議長  
【事務局】下間局長、濱見書記
- 

### 議題

- 1 前回の振り返り
- 2 ハラスメントの防止に関する取組について
  - (1) 職員に対する議会独自のアンケート調査
  - (2) 浜田市議会政治倫理条例
  - (3) 先進地視察
  - (4) その他
- 3 議員定数の適正化について
  - (1) 今後の検討スケジュール
  - (2) その他
- 4 政策立案等をはじめとする議会活性化に係る事項について
  - (1) 議会改革推進特別委員会からの申し送り事項の確認
  - (2) その他
- 5 その他

○次回開催 月 日 ( ) 時 分 場所

---

## 第3回 議員定数等議会活性化特別委員会 要点まとめ

### 1. 決定・確認された事項

#### ○ハラスメント条例の制定方針について

##### 【執行部（市側）の方針】

- ・「カスタマーハラスメント」に特化した防止条例の制定を目指す。新年度予算でコンサルティング事業者へ業務委託を行い、専門的知見やアンケート調査を活用して検討を進める。

##### 【議会（委員会）の方針】

- ・執行部との共同による包括的条例（カスタマーハラスメント＋パワーハラスメント）の制定は現状困難であるため、議会側は主にパワーハラスメントの防止・抑止に関する取組および条例制定を目指して活動を進める。

#### ○連携について

- ・条例制定のプロセスは別々となるが、ハラスメント撲滅という目的は共有し、執行部と議会で情報共有や意見交換を継続する。

### 2. 継続審議・今後の検討課題

#### ○パワハラ防止条例の実効性確保

- ・単なる理念条例ではなく、罰則規定、教育・啓発、相談・救済窓口（第三者機関）、実態調査のサイクルなどを盛り込んだ実効性のある条例のあり方。

#### ○議員定数および議会活性化

- ・議員定数のあり方（スケジュールの検討含む）。
- ・前回の委員会からの申し送り事項の確認と具体的な進め方。

### 3. 次回までの宿題・アクション

#### ○執行部への要望・協議事項（事務局・委員長対応）

##### 【アンケート内容への要望】

- ・市がコンサルタントに委託して実施予定の事業者向けアンケート等において、カスタハラだけでなく「パワハラ」に関する項目も盛り込むよう申し入れる。

##### 【職員向け実態調査の実施】

- ・市職員を対象とした、ハラスメント全般に関する内部アンケート（匿名性が担保されたもの）の実施が可能か、執行部と協議する。

#### ○先進地事例の調査

- ・各委員において、ハラスメント条例に関する先進地の情報や視察等の提案があれば準備する。

### 4. 次回日程と予定議題

○日時：令和8年2月18日（水） 10時00分 ○場所：全員協議会室

#### ○予定議題

1. 議員定数について（議論の入り口、スケジュール感）

2. 議会活性化について（申し送り事項の確認、進め方）
3. ハラスメント防止対策について（担当課へのアンケート要望内容の詰め、調査等）

## 5. 各議題の議論概要（詳細）

### 1. ハラスメントの防止に関する取組について（執行部との意見交換）

#### 【執行部の説明】

- ・カスタマーハラスメント防止条例の制定に向け、識見者等による検討組織の設置やコンサルタントへの業務委託（アンケート、制度構築支援）を行う計画を提示。
- ・罰則規定も視野に入れ、松江地方検察庁との協議も見込んでいる。
- ・カスハラに特化する理由は、外部からの行為であり罰則が想定しやすいため。パワハラ等の内部ハラスメントを包括すると、処分のあり方などが複雑化するため、まずはカスハラから着手したい意向を示した。

#### 【委員からの質疑・意見】

##### ・「現状認識」

市内のカスハラ被害件数や実態について質問があったが、定義未定のため具体的な数字は把握できていないとの回答であった。

##### ・「包括的条例の提案」

議会側から「カスハラだけでなく、パワハラやセクハラも含めた包括的なハラスメント防止条例を執行部と共同で作れないか」との提案がなされた。

- ・これに対し執行部は、共同歩調は難しいとしつつも、アンケート等で共有できる部分は検討したいと回答した。

##### ・「アンケートの範囲」

市が実施する調査（コンサル委託）において、カスハラ限定ではなく、ハラスメント全般（パワハラ含む）について調査してほしいと強く要望した。

##### ・「コンサルタント活用」

丸投げにするのではなく、市の実情に即したものを主体的に作るべきとの指摘があった。

### 2. 今後の進め方について（委員会内部討議）

#### 【方向性の確認】

- ・執行部との共同策定が困難であることから、特別委員会としてはパワハラを中心とした条例制定や防止対策に取り組むことを確認した。
- ・条例には、罰則、教育、相談窓口、実態調査などのサイクルを盛り込み、実効性を持たせることが不可欠であるとの認識で一致した。

#### 【独自調査の検討】

- ・市役所内部（職員間、議員・職員間）の実態を把握するため、職員が素直な意見を出せる「匿名アンケート」を議会主導または執行部協力のもとで実施すべきとの意見が出された。これについては、次回までに執行部と協議することとなった。

#### 【議員定数・議会活性化】

- ・ハラスメント議論だけでなく、本来のテーマである「議員定数」や「議会活性化（申し送り事項）」についても、次回から議論を開始することを確認した。





## (参考) 作成のポイント・根拠

### 1. 匿名性の担保 (第3回 西田清久委員意見)

「公表を前提とせず、職員の素直な心情や実態」を収集するため、冒頭に「無記名」「個人特定なし」を明記した。

### 2. 議員に関する項目の設置 (第3回 川神委員長・西田清久委員意見)

「議員間」「議員と職員」のハラスメントが潜在している可能性が指摘されたため、【問2】の行為者に「市議会議員」を明示した。

### 3. 防止策への意見 (第3回 笹田委員・今田委員意見)

条例に「罰則規定」「第三者機関」「教育」「実態調査」などを盛り込むべきとの議論を踏まえ、【問7】で職員が求める施策を確認する項目を設けた。

### 4. 実施主体

本案は「議会主導(特別委員会作成)」のたたき台だが、実施にあたっては「執行部の協力を得て実施(芦谷委員提案)」または「議会独自で実施(笹田委員提案)」のいずれの形式にも対応可能な内容としている。

改正

平成25年11月1日条例第44号

令和3年7月7日条例第27号

令和5年9月29日条例第18号

浜田市議会議員政治倫理条例

(目的)

**第1条** この条例は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第20条の規定に基づき、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

**第2条** 議員は、市民全体の奉仕者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚するとともに、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、地方自治の本旨に従って、その使命を達成するよう努めなければならない。

2 議員は、市民の要請に的確に対応できる識見を常に養うとともに、市民全体の福祉の増進を図るために行動するよう努めなければならない。

3 議員は、情報公開の原則に基づき、議会及び議員活動について積極的に市民に明らかにし、その説明責任を果たすよう努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守等)

**第3条** 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

(4) ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(5) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

(6) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(審査請求)

**第4条** 議員又は市民（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による直近の選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（議員を除く。）をいう。以下同じ。）は、前条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、次の各号に掲げる当該請求をする者（以下「審査請求者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める書面により行わなければならない。

(1) 議員 議員2人以上が連署する書面

(2) 市民 市民の総数の100分の1以上が連署する書面

(審査会への審査要請)

**第5条** 議長は、前条第1項の規定による審査の請求があったときは、直ちに浜田市議会議員政治倫理審査会に審査を要請しなければならない。

(浜田市議会議員政治倫理審査会の設置)

**第6条** 政治倫理の確立を図り、前条の規定による審査の要請に応じて調査審議するため浜田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、審査の要請のあった事項について、その適否及び政治倫理基準に違反すると認められるかどうかを調査審議する。

(審査会の委員)

**第7条** 審査会の委員は、6人とする。

2 委員は、議長が識見者又は議員のうちから委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、当該審査に要する間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の調査権限)

**第8条** 審査会は、必要があると認めるときは、審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）その他適当と認める者を会議に出席させて説明を求め、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、審査対象議員に対し、資産等に関する書類（以下「資産報告書等」という。）の提出を求めることができる。

3 資産報告書等に記載する事項は、議長が別に定める。

(議員の協力義務)

**第9条** 審査対象議員は、審査会からの求めがあったときは、審査会の会議に出席して説明をし、若しくは意見を述べ、又は審査に必要な資料若しくは資産報告書等を提出しなければならない。

(釈明の機会の保障)

**第10条** 審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。

(虚偽報告等の公表等)

**第11条** 審査会は、審査対象議員が資産報告書等の提出を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するとともに、第14条に準じた措置を講ずることができる。

(審査結果の報告等)

**第12条** 審査会は、第5条の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して60日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査請求者（市民にあっては、その代表者）及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。

（審査会の公開）

**第13条** 審査会の行う会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

（政治倫理基準違反に対する措置）

**第14条** 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、議長に対し、辞職の勧告その他審査会が必要と認める措置を講ずるよう求めることができる。

（審査結果の尊重）

**第15条** 審査対象議員は、第12条第2項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

（贈収賄罪等の刑確定後の措置）

**第16条** 議会は、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により当該議員が失職する場合を除く。）。

（委任）

**第17条** この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月1日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月7日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に在職する委員の任期は、この条例による改正前の浜田市議会議員政治倫理条例第8条第3項の規定にかかわらず、施行日に満了する。

附 則（令和5年9月29日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

## ○三郷市議会議員政治倫理条例

令和7年3月21日

条例第13号

三郷市議会(以下「議会」という。)は、市政の意思決定機関として、市民の負託に応えるとともに市民の視点に立った権限の行使に努め、市民から信頼される議会を目指している。

議会の構成員たる三郷市議会議員(以下「議員」という。)は、公職者としての高い倫理観及び良識並びに市民の代表としての誇りを持って職務を担い、その行動と結果に対して説明責任を果たしていかなければならない。

よって、ここに、議会と議員に対する市民の信頼をより強固なものとするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議員が保持すべき政治倫理の規準等を定め、議員の資質向上及び誠実な職務の遂行に資することにより、市民から信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の代表として、自らの役割を自覚し、市民の信頼に値する高い政治倫理を保持することに努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する行為があるとの疑念を持たれたときは、その疑念を解明し、責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理規準)

第3条 議員は、議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令、条例その他の社会的規範のほか、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表として、議会及び議員の名誉及び品位を損なう一切の行為を慎むこと。

(2) 市の職員、市が出資している法人及び指定管理者の役員又は職員(以下「市職員等」という。)の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(3) 市職員等の公正な職務の執行を妨げないこと。

(4) 市職員等の採用、昇任、異動その他の人事について、不当な関与をしないこと。

(5) 市が行う許可、認可等の処分、行政指導、補助金等の交付の決定又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利又は不利な取扱いをするよう働きかけないこと。

(6) その地位を利用して不当に金品を授受しないこと。

(7) 政治活動に関し、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)に規定する寄附以外の寄附を企業、団体、個人等から受けないこと。

(8) その地位を利用して他者へのハラスメント行為、誹謗中傷その他の人権侵害のおそれのある行為をし、又は嫌がらせ、不当な強制、圧力をかけるなどの行為をしないこと。

(9) 発言又は情報発信(ウェブサイト等への掲載を含む。)は、公人としての自覚及び責任をもって行い、他者の名誉を棄損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。

(審査の請求)

第4条 市民及び議員は、[第3条](#)の規定に違反する事実があると思料するときは、[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、それぞれ[当該各号](#)に定める者の連署をもって、当該政治倫理基準に関する規定に違反する事実があることを証する資料を添えて、その代表者から、議長に対し、当該政治倫理基準等に関する規定に違反する行為の存否の確認に係る審査の請求(以下「審査請求」という。)をすることができる。

(1) 市民が審査請求をする場合 地方自治法第74条第1項に規定する選挙権を有する者(審査の請求をする時において、市の選挙人名簿に登録されている者に限る。)の総数の50分の1以上の者

(2) 議員が審査請求をする場合 [三郷市議会の議員の定数を定める条例\(平成12年条例第32号\)](#)に定める議員の定数の4分の1以上の議員、ただし、2つ以上の異なる会派に属するもので構成されていなければならない。

2 審査請求は、当該審査の請求に係る行為があった日の翌日から起算して1年を経過したとき、又は当該行為をした議員がその職を失ったときは、することができない。

3 議長は審査請求があったときは、審査請求の対象となった議員(以下「審査対象議員」という。)へ審査請求があった旨を通知するものとする。

(審査会の設置等)

第5条 議長は、審査請求があったときは、三郷市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、当該審査請求に係る審査を審査会に付託するものとする。

2 議長は[第1項](#)の規定により、審査を審査会に付託したときは、その旨を[第4条第1項](#)に規定する代表者(以下「審査請求代表者」という。)に通知しなければならない。

3 審査会の委員は、8人以上とし、議員のうちから議長が公正を期して選任する。

4 委員の任期は、当該審査が終了し、審査結果を議長に報告した日までとする。

5 審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の審査)

第6条 審査会は、[前条第1項](#)の規定により審査を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為の存否その他必要な措置について審査を行うものとする。

2 審査会の会議は、会長が招集する。

3 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審査会の会議の議事は、会長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審査会は公開とする。ただし、会長は審査会に諮って非公開とすることができる。

6 審査会は、審査対象議員その他の者に対し、事情聴取、資料の提出要求その他の必要な調査を行うことができる。

7 審査会は、審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。

8 審査会は、審査対象議員に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。

(審査対象議員の協力義務)

第7条 審査対象議員は、審査会の請求があるときは、審査に必要な資料を提出し、会議に出席しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員が審査に協力せず、又は虚偽の報告等をしたときは、その旨を公表するものとする。

(審査結果の報告等)

第8条 審査会は、[第6条第1項](#)の規定による審査を終了したときは、議長に対し、その審査の結果を報告しなければならない。この場合において、審査会は、必要と認める措置について、理由を付した文書をもって勧告することができる。

2 審査会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めることができる。

(審査結果の通知・公表)

第9条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、[第4条第1項](#)の規定により審査の請求をした代表者及び審査対象議員に対し、[第5条第1項](#)の付託した日から起算して60日以内に通知するとともに、これを公表するものとする。

(意見書の提出及び公表)

第10条 審査対象議員は、[前条](#)の規定による通知を受けたときは、当該通知の内容について、指定された期限までに議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、[前項](#)の規定により意見書が提出されたときは、当該意見書を公表するものとする。

(議会の措置)

第11条 議長は、[第8条第1項](#)の規定による審査会からの報告又は勧告に基づき、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じなければならない。

(宣誓)

第12条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始後速やかに、議長に対して宣誓書を提出しなければならない。

2 議長は、[前項](#)の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を速やかに公表しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 [第4条](#)の規定は、この条例の施行の日以後に行われた議員の行為について適用する。

## ○犬山市議会議員政治倫理条例

令和4年11月25日条例第29号

### 犬山市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、犬山市議会基本条例（平成23年条例第14号）第16条の理念に則り、議員が議員活動を行う際に遵守すべき行動基準（以下「政治倫理基準」という。）を定めることにより、議員の政治倫理の確立及び向上を図り、もって市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わり、公共の利益を追求するという自覚を持って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけがあったときは、これに応じてはならない。

3 議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

(働きかけの禁止)

第3条 何人も議員に対し、政治倫理基準に違反する働きかけを行ってはならない。

(宣誓)

第4条 議員は、議員の任期開始の日から30日以内に、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとする。

2 前項の規定による宣誓は、宣誓書を議長に提出することにより行うものとする。

(政治倫理基準の遵守)

第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表者及び公職にある者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をし

ないこと。

(2) 公職にある者としての発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。

(3) 政治活動に関し、個人、企業、団体等に対して、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。議員の後援団体についても、同様とする。

(4) その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等の授受等をしないこと。

(5) 市又は次に掲げる者のうち議長が規則で定めるもの若しくは市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）（以下「指定法人等」という。）が行う許認可、工事等の請負契約（下請負に係る契約を含む。）、業務委託契約及び物品購入契約並びに指定管理者の指定に関して、特定の個人、企業、団体等のために有利となるような斡旋等の働きかけをしないこと。

ア 市が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合その他の団体

イ 市が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している法人

ウ 市が財政的援助を与える法人又は団体

(6) 議会の会議において、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（姻族を含む。）の一身上に関する事又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に有利となるような発言をしないこと。

(7) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）を含む。以下同じ。）又は指定法人等の職員（役員を含む。以下同じ。）の採用、就任、昇任、異動、解雇、退任等の人事に関し、不当な関与をしないこと。

(8) 市の職員又は指定法人等の職員に対し、嫌がらせ、恫喝、強要その他の行為をし、その公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

(9) 議員個人に市又は指定法人等への調査権限がないことを認識し、議員個人で市若しくは指定法人等に申入れ若しくは要望をし、かつ、当該申入れ若しくは要望に応えることを強要しないこと。

(10) 市の職員若しくは指定法人等の職員又は議員にセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメントその他のハラスメント及び誹謗中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。

(11) その地位を利用した嫌がらせ若しくは強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。

(12) 差別的な取扱い又は言動、虐待、性的な言動、誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(13) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）と飲食、旅行その他の交流をともにしないこと。事実であるか否か、現在であるか過去であるか又は自己であるか知人であるかに関わらず、暴力団等と関係があること又は関係があったことを流布する者も、同様とする。

(14) 議員として職務上知り得た秘密を漏洩しないこと。

(15) 第三者に依頼し、前各号に掲げる行為をさせないこと。

（請負等に関する制限）

第6条 議員又は議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わる法人その他の団体は、地方自治法第92条の2の規定を遵守し、市民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならない。

（政治倫理基準の違反に関する申立て等）

第7条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項の規定により犬山市の議員及び長の選挙権を有する者（犬山市の選挙人名簿に登録され

ている者に限る。以下「有権者」という。)、市の職員若しくは指定法人等の職員(これらの職員に対し、政治倫理基準に違反する疑いがあると認める行為のあった日から6月以内に退職、退任等をした者を含む。)又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認める議員があるときは、議長に対し、当該疑いがあることを明らかにする資料(以下「疎明資料」という。)及び議長が必要と認める書類を添え、書面により申立てをすることができる。

- 2 前項の規定による申立て(以下「申立」という。)は、当該申立に係る行為のあった日から6月以内に行わなければならない。
- 3 議長は、申立があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、当該申立に係る議員に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受けた議員は、第2条第3項の規定に基づき、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにし、当該通知を受けた日から30日以内に議長に申立に係る対応書を提出しなければならない。
- 5 議長は、前項の規定による対応書の提出があったときは、速やかにその内容を当該対応書に係る申立をした者(以下「申立者」という。)に通知するものとする。
- 6 申立者は、前項の規定による通知があった後においても、当該通知に係る議員に政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、議長に申し出て、協議等の場(犬山市議会会議規則(昭和43年議会規則第1号)第158条第1項に規定する協議等の場をいう。以下同じ。)に出席し、説明することができる。
- 7 前項の場合において、同項の疑いに係る議員は、協議等の場に出席できないものとする。ただし、当該協議等の場に出席する議員の半数以上の同意があるときは、この限りでない。
- 8 第6項の規定により申立者が出席する協議等の場の会議は、非公開とする。

(審査請求)

第8条 有権者又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認める

議員があるときは、議長に対し、疎明資料を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連署をもって、その代表者から審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

（１） 有権者が審査請求をする場合 有権者30人以上の連署

（２） 議員が審査請求をする場合 議員3人以上の連署

2 審査請求は、当該審査請求に係る行為のあった日から1年以内に行わなければならない。

3 第1項第1号の規定による連署は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間を除き、審査請求が行われる日前30日以内に行われたものでなければならない。

4 署名が有効となる有権者は、当該署名に係る審査請求が行なわれた日の直近に行われた公職選挙法第22条第1項の規定による犬山市の選挙人名簿の登録において当該選挙人名簿に登録されている者とする。

5 第1項第2号の規定による連署は、2以上の異なる会派（会派に属さない議員にあっては、1人につき1会派とみなす。）に属する者により行われていなければならない。

（審査請求の受理等）

第9条 議長は、審査請求があったときは当該審査請求の内容について審査するものとし、審査請求に係る請求書に形式上の不備があると認めるときは相当の期間を定めて、審査請求をした代表者（以下「請求代表者」という。）に対し、その補正を求めることができる。

2 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下するものとする。

（１） 前条に規定する要件を満たしていないとき。

（２） 請求代表者が前項の規定による補正の求めに従わないとき。

（３） 第5条各号に掲げる政治倫理基準に明らかに違反しないと議長が認めるとき。

3 議長は、前項の規定により審査請求を却下したときは、その旨及びその理由を請求代表者に通知するものとする。

(犬山市議会議員政治倫理審査会)

第10条 議長は、審査請求を受けたときは、前条第2項の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求に係る審査（以下「審査」という。）を行わせるため、犬山市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を付託するものとする。

2 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに請求代表者及び審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

3 議長は、犬山市議会委員会条例（昭和43年条例第36号。以下「委員会条例」という。）第3条の2第1項の規定により設置する議会運営委員会の選出方法に準じて、審査会の委員（以下「委員」という。）を議員のうちから指名するものとする。

4 委員の定数は、9人以内とする。ただし、審査請求を行った議員及び審査対象議員は、委員となることができない。

5 委員の任期は、第3項の規定による指名の日から第14条の規定による報告をした日までとする。ただし、委員が議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。

6 審査会の委員長（以下「委員長」という。）は、必要と認めるときは、有識者を審査会に出席させ、意見を求めることができる。

7 審査会の会議は、非公開とする。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

10 委員長の選任その他審査会の運営に関する事項は、委員会条例の規定の例による。

11 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

(審査会の審査)

第11条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、政治倫理基準に違反

する行為の有無について審査する。

- 2 前項の場合において、審査会は、審査を行うため、請求代表者、審査対象議員及び審査請求に係る関係者に対し、意見又は事情の聴取、資料の提出その他審査に必要な事項を議長を経由して要求することができる。

(審査対象議員の協力義務等)

第12条 審査対象議員は、前条第2項の規定による要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明しなければならない。

- 2 議長は、審査対象議員が前条第2項の規定による要求に協力しないとき、又は虚偽の発言若しくは報告をしたときは、その旨を第14条の規定による報告に併せて、公表するものとする。

(弁明の機会の付与)

第13条 審査対象議員は、審査会に対し、口頭又は書面により弁明する機会を与えるよう議長を経由して請求することができる。

- 2 審査会は、前項の規定による請求があったときは、審査対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(審査結果の報告)

第14条 審査会は、審査を終了したときは、議長に対し、速やかにその審査の結果に意見を付して報告しなければならない。この場合において、政治倫理基準に違反する行為があると認めるときは、当該報告に次の各号のいずれかの措置を講ずるよう意見を付さなければならない。

- (1) 文書による嚴重注意
- (2) 議会内での役職の辞任勧告
- (3) 議員の辞職勧告
- (4) その他必要と認める措置

(審査結果の通知)

第15条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、請求代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査の結果を通知しなければならない。

(審査の結果とるべき措置)

第16条 審査対象議員は、審査の結果、政治倫理基準に違反する行為があると認められたときは、その結果を尊重し、速やかに政治倫理の確保のために、自ら必要な措置を講じなければならない。

2 議会は、審査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、審査の結果を尊重し、議決により、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、第14条第3号に規定する措置を講ずるときは、同時に同条第2号に規定する措置を講ずるものとする。

4 第1項及び第2項に規定する措置を講じた場合の効力は、当該対象議員の任期中継続する。

(公表)

第17条 議長は、第14条の規定による報告を受けたとき又は審査対象議員が前条第1項の措置を講じたとき若しくは議会在同条第2項の措置を講じたときは、速やかにその概要を公表しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月30日から施行する。

## ○市原市議会議員政治倫理条例

令和5年9月15日

条例第22号

市原市議会は、市原市議会基本条例において市民の声の循環を基本原則とし、透明性が高く、市民に信頼される議会を目指すことを宣言し、市民福祉の向上及び市政の発展に資することを誓いました。

しかし、複数のハラスメント事案や政務活動費の不適切な処理が指摘されるなど、基本条例の趣旨を逸脱し、市民の信頼を損なう事例が発生しました。この事態の重大さを真摯に受け止め襟を正し、信頼回復に努めなければなりません。

市原市議会及び市議会議員は、高い政治倫理の確立と品位の保持を更に進め、高い識見を身につけ、誇りと使命感を持って市民の負託に応えることを決意し、ここに市原市議会議員政治倫理条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、[市原市議会基本条例\(平成24年市原市条例第23号\)第4条](#)の規定に基づき、市原市議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、市民の信頼に値する高い倫理性を保つことに努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する行為があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 市又は市が出資その他財政支出等を行う法人(以下「市等」という。)が行う許可、認可、指定管理者の指定、請負その他の契約又は補助金等の交付決定に不正に関わらないこと。

(3) 市等の職員の採用、昇任、降任、転任その他の人事に関し、公正を害する行為をしないこと。

(4) その地位を利用して他者へのハラスメント行為、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(5) 発言又は情報発信(ウェブサイト等への掲載を含む。)は、公人としての自覚及び責任をもって行い、他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為(第三者をしてこれらの行為をさせることを含む。)をしないこと。

(6) その地位を利用して金品の授受をしないこと。

(7) 市等の職員の公正な職務の執行を妨げ、その職務権限を不正に行使させるような働きかけをしないこと。

(8) 政務活動費については、市原市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年市原市条例第1号)に基づき適正に使用し、及び処理すること。

(9) 法令等を遵守し、議会及び委員会の決定事項等を誠実に守ること。

(兼業に関する遵守事項)

第4条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の趣旨を尊重し、議員の兼業について、市に対して行う請負その他の契約に関して不正の疑惑を持たれないように努めなければならない。

(審査の請求)

第5条 地方自治法第18条の規定により本市の選挙権を有する者(以下「有権者」という。)は、議員が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、当該議員が政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する資料を添え、次に掲げる連署をもって、議長に対し、審査の請求をすることができる。

(1) 議員以外の有権者にあつては有権者の総数の100分の1以上の者の連署

(2) 議員にあつては議員定数の12分の1以上の者の連署

(審査会の設置等)

第6条 議長は、前条に規定する審査の請求を受けたときは、直ちに議会運営委員会に当該審査の請求の適否を諮り、出席委員の過半数の賛成があつたときは、市原市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員(以下「委員」という。)は6人以上とし、議長が公正を期して選任する。

3 審査の対象となる議員(以下「審査対象議員」という。)は委員となることができない。

4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員の任期は、当該審査が終了し、審査結果を議長に報告した日までとする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の審査)

第7条 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 審査会は公開とする。ただし、委員長は審査会に諮って非公開にすることができる。

4 審査会は、審査対象議員に審査会への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

5 審査会は、審査対象議員その他の者に対し、事情聴取、資料の提出要求その他の必要な調査を行うことができる。

6 審査会は、審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。

(議員の協力義務)

第8条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して、意見を述べなければならない。

(その他審査会に関する事項)

第9条 [前3条](#)に定めるもののほか、審査会に関する事項は、[市原市議会委員会条例\(昭和42年市原市条例第10号\)](#)及び[市原市議会会議規則\(昭和42年市原市議会規則第1号\)](#)に規定する委員会の例による。

(審査結果の報告)

第10条 審査会は、当該審査の請求に係る審査を終了したときは、速やかにその結果を議長に報告しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反する事実があると認められるときは、[前項](#)の規定による報告に[次の各号](#)のいずれかの措置を講じるべきかの意見を添えなければならない。

- (1) 議員辞職の勧告
- (2) 議会内での役職等辞任勧告
- (3) この条例の規定を遵守させるための警告
- (4) その他必要と認める措置

(虚偽報告等に対する措置への意見)

第11条 審査会は、審査対象議員が虚偽の報告をしたとき又は調査に協力しなかったときは、弁明の機会を与えた上で、[前条第2項](#)に準じた措置を講じるべきか議長に意見することができる。

(審査の請求の棄却)

第12条 議長は、審査会から審査の請求を棄却すべき旨の報告を受けたときは、当該審査の請求を棄却する。

(審査対象議員に対する措置)

第13条 議長は、[第10条第2項](#)又は[第11条](#)の規定による審査会からの意見に基づき、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じなければならない。

(公表)

第14条 議長は、審査の結果を公表しなければならない。

(議長の職務の代行)

第15条 議長が審査会の審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときは議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長、年長議員の順で、この条例([次条](#)を除く。)による議長の職務を行うものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 議会は、この条例の施行後において、社会情勢の変化等により必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(目的)

第1条 この条例は、[福知山市議会基本条例\(平成24年福知山市条例第31号\)第25条](#)の理念にのっとり、議員が議員活動を行う際に遵守すべき行動基準(以下「政治倫理基準」という。)を定めることにより、議員の政治倫理の確立及び向上を図り、もって市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わり、公共の利益を追求するという自覚を持って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけがあったときは、これに応じてはならない。

3 議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

(働きかけの禁止)

第3条 何人も議員に対し、政治倫理基準に違反する働きかけを行ってはならない。

(宣誓)

第4条 議員は、議員の任期開始の日から30日以内に、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとする。

2 [前項](#)の規定による宣誓は、宣誓書を議長に提出することにより行うものとする。

(政治倫理基準の遵守)

第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表者及び公職にある者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。

(2) 公職にある者としての発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。

(3) 政治活動に関し、個人、企業、団体等に対して、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。議員の後援団体についても、同様とする。

(4) その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等の授受等をしないこと。

(5) 市又は次に掲げる者若しくは市の公の施設の管理を行う指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)(以下「指定法人等」という。)が行う許認可、工事等の請負契約(下請負に係る契約を含む。)、業務委託契約及び物品購入契約並びに指定管理者の指定に関して、特定の個人、企業、団体等のために有利又は不利となるような斡旋等の働きかけをしないこと。

ア 市が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合その他の団体

イ 市が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している法人

ウ 市が財政的援助を与える法人又は団体

- (6) 議会の会議において、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹(姻族を含む。)の一人身上に関する事又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に有利となるような発言をしないこと。
- (7) 市の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職にある者(議員を除く。))を含む。以下同じ。)又は指定法人等の職員(役員を含む。以下同じ。)の採用、就任、昇任、降任、異動、解雇、退任等の人事に関し、不当な関与をしないこと。
- (8) 市の職員又は指定法人等の職員に対し、嫌がらせ、恫喝、強要その他の行為をし、その公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (9) 議員個人に市又は指定法人等への調査権限がないことを認識し、議員個人で市若しくは指定法人等に申入れ若しくは要望をし、かつ、当該申入れ若しくは要望に応えることを強要しないこと。
- (10) 市の職員若しくは指定法人等の職員又は議員にセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメントその他のハラスメント及び誹謗中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。
- (11) その地位を利用した嫌がらせ若しくは強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。
- (12) 差別的な取扱い又は言動、虐待、性的な言動、誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (13) 福知山市暴力団排除条例(平成24年福知山市条例第17号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団等」という。)と飲食、旅行その他の交流をともにしないこと。事実であるか否か、現在であるか過去であるか又は自己であるか知人であるかにかかわらず、暴力団等と関係がある事又は関係があった事を流布する者も、同様とする。
- (14) 議員として職務上知り得た情報を不当な目的のために使用し、又は第三者に漏えい又は伝達しないこと。
- (15) 誠実かつ公正な職務遂行を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。
- (16) 第三者に依頼し、前各号に掲げる行為をさせないこと。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、議員一般若しくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なうおそれがある行為を行わないこと。

(請負等に関する制限)

第6条 議員又は議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わる法人その他の団体は、地方自治法第92条の2の規定を遵守し、市民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならない。

(政治倫理基準の違反に関する申立て等)

第7条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項の規定により福知山市の議員及び長の選挙権を有する者(福知山市の選挙人名簿に登録されている者に限る。以下「有権者」という。)、市の職員若しくは指定法人等の職員(これらの職員に対し、政治倫理基準に違反する疑いがあると認める行為のあった日から6月以内に退職、退任等をした者を含む。)又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認める議員があるときは、議長に対し、当該疑いがあることを明らかにする資料(以下「疎明資料」という。)及び議長が必要と認める書類を添え、書面により申立てをすることができる。

- 2 [前項](#)の規定による申立て(以下「申立て」という。)は、当該申立てに係る行為のあった日から6月以内に行わなければならない。
- 3 議長は、申立てがあったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、当該申立てに係る議員に通知しなければならない。
- 4 [前項](#)の規定による通知を受けた議員は、[第2条第3項](#)の規定に基づき、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにし、当該通知を受けた日から30日以内に議長に申立てに係る対応書を提出しなければならない。
- 5 議長は、[前項](#)の規定による対応書の提出があったときは、速やかにその内容を当該対応書に係る申立てをした者(以下「申立者」という。)に通知するものとする。
- 6 申立者は、[前項](#)の規定による通知があった後においても、当該通知に係る議員に政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、議長に申し出て、協議等の場([福知山市議会会議規則\(昭和32年福知山市議会規則第1号\)第129条第2項](#)に規定する協議等の場をいう。以下同じ。)に出席し、説明することができる。
- 7 [前項](#)の場合において、[同項](#)の疑いに係る議員は、協議等の場に出席できないものとする。ただし、当該協議等の場に出席する議員の半数以上の同意があるときは、この限りでない。
- 8 [第6項](#)の規定により申立者が出席する協議等の場の会議は、非公開とする。

(審査請求)

第8条 有権者又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認める議員があるときは、議長に対し、疎明資料を添えて、[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に定める連署をもって、その代表者から審査の請求(以下「審査請求」という。)をすることができる。

- (1) 有権者が審査請求をする場合 有権者30人以上の連署
- (2) 議員が審査請求をする場合 議員3人以上の連署

- 2 審査請求は、当該審査請求に係る行為のあった日から1年以内に行わなければならない。
- 3 [第1項第1号](#)の規定による連署は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第92条第4項に規定する期間を除き、審査請求が行われる日前30日以内に行われたものでなければならない。
- 4 署名が有効となる有権者は、当該署名に係る審査請求が行なわれた日の直近に行われた公職選挙法第22条第1項の規定による福知山市の選挙人名簿の登録において当該選挙人名簿に登録されている者とする。
- 5 [第1項第2号](#)の規定による連署は、2以上の異なる会派(会派に属さない議員は、当該議員の総員をもって1会派とみなす。)に属する者により行われていなければならない。

(審査請求の受理等)

第9条 議長は、審査請求があったときは当該審査請求の内容について審査するものとし、審査請求に係る請求書に形式上の不備があると認めるときは相当の期間を定めて、審査請求をした代表者(以下「請求代表者」という。)に対し、その補正を求めることができる。

- 2 議長は、審査請求が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下するものとする。
  - (1) [前条](#)に規定する要件を満たしていないとき。
  - (2) 請求代表者が[前項](#)の規定による補正の求めに従わないとき。
  - (3) [第5条各号](#)に掲げる政治倫理基準に明らかに違反しないと議長が認めるとき。

- 3 議長は、[前項](#)の規定により審査請求を却下したときは、その旨及びその理由を請求代表者に通知するものとする。

(福知山市議会議員政治倫理審査会)

第10条 議長は、審査請求を受けたときは、[前条第2項](#)の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求に係る審査(以下「審査」という。)を行わせるため、福知山市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、審査を付託するものとする。

- 2 議長は、[前項](#)の規定により審査会を設置したときは、速やかに請求代表者及び審査の対象となる議員(以下「審査対象議員」という。)に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 議長は、[福知山市議会委員会条例\(昭和32年福知山市条例第18号。以下「委員会条例」という。\)](#)[第3条の3第1項](#)の規定により設置する議会運営委員会の選出方法に準じて、審査会の委員(以下「委員」という。)を議員のうちから指名するものとする。
- 4 委員の定数は、9人以内とする。ただし、審査請求を行った議員及び審査対象議員は、委員となることできない。
- 5 委員の任期は、[第3項](#)の規定による指名の日から[第14条](#)の規定による報告をした日までとする。ただし、委員が議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。
- 6 審査会の委員長(以下「委員長」という。)は、必要と認めるときは、有識者を審査会に出席させ、意見を求めることができる。
- 7 審査会の会議は、非公開とする。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 10 委員長の選任その他審査会の運営に関する事項は、[委員会条例](#)による。
- 11 [前各項](#)に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

(審査会の審査)

第11条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為の有無について審査する。

- 2 [前項](#)の場合において、審査会は、審査を行うため、請求代表者、審査対象議員及び審査請求に係る関係者に対し、意見又は事情の聴取、資料の提出その他審査に必要な事項を議長を経由して要求することができる。
- 3 審査会の会議は、委員長が招集する。
- 4 審査会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査対象議員の協力義務等)

第12条 審査対象議員は、[前条第2項](#)の規定による要求([次項](#)において「要求」という。)があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明しなければならない。

- 2 議長は、審査対象議員が要求に協力しないとき、又は虚偽の発言若しくは報告をしたときは、その旨を[第14条](#)の規定による報告に併せて、公表するものとする。

(弁明の機会の付与)

第13条 審査対象議員は、審査会に対し、口頭又は書面により弁明する機会を与えるよう議長を經由して請求することができる。

2 審査会は、[前項](#)の規定による請求があったときは、審査対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(審査結果の報告)

第14条 審査会は、審査を終了したときは、議長に対し、速やかにその審査の結果に意見を付して報告しなければならない。この場合において、政治倫理基準に違反する行為があると認めるときは、当該報告に[次の各号](#)のいずれかの措置を講ずるよう意見を付さなければならない。

- (1) 文書による嚴重注意
- (2) 議会内での役職の辞任勧告
- (3) 議員の辞職勧告
- (4) その他必要と認める措置

(審査結果の通知)

第15条 議長は、[前条](#)の規定による報告を受けたときは、請求代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査の結果を通知しなければならない。

(審査の結果とるべき措置)

第16条 審査対象議員は、審査の結果、政治倫理基準に違反する行為があると認められたときは、その結果を尊重し、速やかに政治倫理の確保のために、自ら必要な措置を講じなければならない。

- 2 議会は、審査対象議員が[前項](#)の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、審査の結果を尊重し、議決により、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 [前項](#)の場合において、[第14条第3号](#)に規定する措置を講ずるときは、同時に[同条第2号](#)に規定する措置を講ずるものとする。
- 4 [第1項](#)及び[第2項](#)に規定する措置を講じた場合の効力は、当該対象議員の任期中継続する。

(公表)

第17条 議長は、[第14条](#)の規定による報告を受けたとき又は審査対象議員が[前条第1項](#)の措置を講じたとき若しくは議会が[同条第2項](#)の措置を講じたときは、速やかにその概要を公表しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に議員である者に対する[第4条](#)の適用については[同条](#)中「議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

○東浦町議会議員の政治倫理に関する条例

令和5年3月27日条例第6号

東浦町議会議員の政治倫理に関する条例

東浦町議会議員の政治倫理に関する条例（平成27年東浦町条例第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、東浦町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関し、必要な事項を定めることにより、誠実かつ公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条 議員は、町民の信託を受けた町民の代表者であり、その役割及び責任を自覚するとともに、政治倫理を遵守しなければならない。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 不正を疑われるような金品の授受、飲食の供応その他これに類する行為をしないこと。
- (2) 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体に対しても同様に取り扱わせるよう措置すること。
- (3) 町が行う委託及び請負の契約に関し、特定の企業、個人、団体等に対し、有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- (4) 町の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員（以下これらを「職員」という。））の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けないこと。
- (5) 職員の採用、昇給、異動等の人事に関し、不当に関与しないこと。
- (6) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のウェブサイトを始め、あらゆる手段による情報発信又は発言を行う場合（第三者をしてこれらをさせる場合を含む。）は、ひぼう中傷の言動その他他人の名誉を毀損し、又は人格を損なわせる行為をしないこと。
- (7) 嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (8) 職務上知り得た情報を不正に利用しないこと。
- (9) 町から補助金等の交付を受けて運営している団体等の役員に就かないこと。
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令に違反する行為をしないこと。

（政治倫理外部員）

第4条 議長は、前条各号に定める政治倫理基準に違反する疑いのある行為に適切に対処するため、政治倫理外部員の第4項各号に掲げる役務の提供を受けることを目的とする契約（以下「政治倫理外部員契約」という。）を締結しなければならない。

- 2 政治倫理外部員契約を締結できる者は、弁護士の資格を有する者とする。
- 3 政治倫理外部員契約の期間は、3年とする。ただし、政治倫理外部員契約は、更新することができる。
- 4 政治倫理外部員契約を締結し、かつ、当該契約の期間内にある政治倫理外部員は、次に掲げる職務に従事する。

- (1) 審査請求の受付に関すること。
- (2) 審査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の請求理由を記載した文書及びこれを証する資料（以下「文書等」という。）並びに具体的な内容に関して助言を行うこと。
- (3) 審査事案の審査結果及び講ずる措置の通知に関して助言を行うこと。
- (4) 議長の措置に関して助言を行うこと。
- (5) 審査結果等の公表に関して助言を行うこと。

5 政治倫理外部員は、この条例の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、この条例の目的を達成するために必要な事項について、議長に対し意見を述べることができる。

6 政治倫理外部員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（審査請求）

第5条 次に掲げる者は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、議長又は政治倫理外部員に対し、文書等により審査請求をすることができる。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する者（審査請求するときにおいて、東浦町の選挙人名簿に登録されている者に限る。）

(2) 職員

(3) 当該審査請求日前1年以内に職員であった者

2 審査請求は、氏名及び住所を明らかにして行わなければならない。

3 政治倫理外部員は、審査請求を受けたときは、審査請求を受けた日から14日以内に当該審査請求の文書等を議長に送付するものとする。

4 議長は、審査請求があったときは、当該審査請求の文書等の形式を審査し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて審査請求者に対し、その補正を求めることができる。

5 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下することができる。

(1) 審査請求をすることができない者によって行われたとき。

(2) 審査請求者が前項の規定による補正の求めに応じないとき。

（政治倫理審査会の設置等）

第6条 議長は、審査請求が適当であると認められるときは、政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査事案の審査を付託するものとする。

2 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに審査請求者及び審査請求の対象となった議員（以下「対象議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

3 審査会は、委員9人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者につき議長が委嘱し、又は指名する。

(1) 弁護士の資格を有する者

(2) 議員 8人以内

5 前項の規定にかかわらず、対象議員及び審査請求をした議員は、委員になることができない。

6 審査会に会長及び副会長を置く。

7 会長は第4項第1号に規定する者とし、副会長は委員の中から互選する。

- 8 会長の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 9 第4項第2号に規定する議員の任期は、第9条の規定による審査結果の報告が終了した日とする。
- 10 議員は、前項の規定にかかわらず、議員の職を失ったときは、委員の職を失う。
- 11 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 12 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の会議)

第7条 審査会は、議長から審査事案の審査を付託されたときは、第3条各号に掲げる政治倫理基準に違反する行為の存否について審査する。

2 審査会は、政治倫理基準に違反する事実があったと認めるときは、次の各号のいずれかの措置を講じるべきかの意見を述べなければならない。

- (1) 議長による口頭注意
- (2) 文書による厳重注意
- (3) 本会議における謝罪文の朗読勧告
- (4) 議員辞職勧告

3 審査会による審査事案の審査決定は、委員の3分の2以上の者が出席し、その出席した委員の4分の3以上の者の同意がなければならない。

4 審査会は、対象議員に会議への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査事案に関係する者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 審査会は、対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めなければならない。

7 その他審査会の審査及び運営に関する事項は、東浦町議会委員会条例（昭和46年東浦町条例第29号）及び東浦町議会会議規則（昭和46年東浦町議会規則第2号）の規定の例による。

(議員の協力義務)

第8条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して、意見を述べなければならない。

(審査結果の報告)

第9条 審査会による審査が終了したときは、会長は、速やかに審査結果を議長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、審査会が審査事案の審査の付託を受けた日から90日以内に行うよう努めるものとする。

(措置の決定)

第10条 議長は、前条第1項の規定による報告（審査会が第3条各号の政治倫理基準に違反する事実があったと認めるときに限る。）を受けたときは、速やかに、議会の議決を経て、講ずる措置を決定しなければならない。

(措置内容の通知等)

第11条 議長は、審査請求者及び対象議員に対し、速やかに審査結果及び講ずる措置を通知しなけ

ればならない。

2 対象議員は、前項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、審査結果及び講じられる措置を尊重しなければならない。

3 対象議員は、第1項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、議長に対し、意見書を提出することができる。

(議長の措置)

第12条 議長は、対象議員に対して、速やかに第10条の規定により議決された措置を講じなければならない。

2 議長は、審査会から第7条第6項に規定する所要の措置を求められたときは、対象議員の名誉回復に必要な措置を講じなければならない。

(審査結果等の公表)

第13条 議長は、前条第1項に規定する措置を講じたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 対象議員の氏名
- (2) 審査請求の理由
- (3) 審査結果
- (4) 審査会の意見の内容
- (5) 意見書の提出があったときは、意見書又はその概要
- (6) 措置の内容

2 前項に規定する公表の方法は、東浦町ホームページ及び東浦町議会広報紙に掲載する方法により行う。

(議長の職務の代行)

第14条 議長が対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに対象議員となったときは年長の議員が、議長の職務を行うものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東浦町議会議員の政治倫理に関する条例(以下「改正後の議会政治倫理条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後になされた政治倫理基準に違反する疑いのある行為について適用し、施行日前になされた政治倫理基準に違反する疑いのある行為については、なお従前の例による。

3 改正後の議会政治倫理条例の規定は、施行日以後の審査請求から適用し、同日前になされた審査請求については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、現に第3条第9号の団体等の役員に就任している議員については、当該役員の任期が満了するまでの間は、同号の規定は適用しない。

5 施行日以後新たに議員に就任した者で、第3条第9号の団体等の役員に就任している者は、当該役員の任期が満了するまでの間は、同号の規定は適用しない。

(東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年東浦町条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

## カスタマーハラスメント防止条例

・令和7年12月23日時点 12団体12条例

自治体	条例名	公布日	施行日
東京都	<a href="#">東京都カスタマー・ハラスメント防止条例</a>	令和6年10月11日公布	令和7年4月1日施行
北海道	<a href="#">北海道カスタマーハラスメント防止条例</a>	令和6年11月29日公布	令和7年4月1日施行
三重県桑名市	<a href="#">桑名市カスタマーハラスメント防止条例</a>	令和6年12月25日公布	令和7年4月1日施行
群馬県嬭恋村	<a href="#">嬭恋村カスタマーハラスメント防止条例</a>	令和7年3月4日公布	令和7年4月1日施行
群馬県	<a href="#">群馬県カスタマーハラスメント防止条例</a>	令和7年3月27日公布	令和7年4月1日施行
群馬県中之条町	<a href="#">中之条町カスタマーハラスメント防止条例</a>	令和7年6月20日公布	令和7年6月20日施行
愛知県	<a href="#">愛知県カスタマーハラスメント防止条例</a>	令和7年7月11日公布	令和7年10月1日施行
静岡県	<a href="#">静岡県カスタマーハラスメント防止条例</a>	令和7年10月17日公布	令和8年4月1日施行
静岡県長泉町	<a href="#">長泉町カスタマーハラスメント防止条例</a>	令和7年11月5日公布	令和8年4月1日施行
茨城県城里町	<a href="#">城里町カスタマーハラスメント防止条例</a>	令和7年12月10日公布	令和7年12月10日施行
島根県美郷町	<a href="#">美郷町カスタマーハラスメント防止条例</a>	令和7年12月19日公布	令和8年2月1日施行
埼玉県	<a href="#">埼玉県カスタマーハラスメント防止条例</a>	令和7年12月23日公布	令和8年7月1日施行

【参考】（一財） 地方自治研究機構ホームページ

【カスタマーハラスメントの防止を目的とする条例】

[https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/162\\_customer\\_harassment.htm](https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/162_customer_harassment.htm)

## 首長等や議員によるハラスメントに関する条例

・令和7年12月26日時点 157団体 172条例のうち公布が新しいもの

自治体	条例名	公布日	施行日
島根県雲南市	<a href="#">雲南市議会ハラスメント根絶条例</a>	令和7年6月27日公布	令和7年6月27日施行
北海道美幌町	<a href="#">美幌町議会ハラスメント防止条例</a>	令和7年9月9日公布	令和7年9月9日施行
佐賀県鳥栖市	<a href="#">鳥栖市長等のハラスメント防止等に関する条例</a>	令和7年9月26日公布	令和7年10月1日施行
京都府与謝野町	<a href="#">与謝野町議会ハラスメント防止条例</a>	令和7年9月29日公布	令和7年9月29日施行
兵庫県高砂市	<a href="#">高砂市職員等のハラスメントの防止等に関する条例</a>	令和7年9月29日公布	令和7年10月1日施行
	<a href="#">高砂市議会ハラスメント防止条例</a>	令和7年9月29日公布	令和7年10月1日施行
沖縄県糸満市	<a href="#">糸満市議会ハラスメント防止条例</a>	令和7年9月29日公布	令和8年4月1日施行
福島県田村市	<a href="#">田村市議会ハラスメント防止条例</a>	令和7年9月30日公布	令和7年9月30日施行
愛知県東郷町	<a href="#">東郷町議会議員及び町長等並びに職員のハラスメント防止及び排除に関する条例</a>	令和7年9月30日公布	令和8年1月1日施行
佐賀県鳥栖市	<a href="#">鳥栖市議会議員のハラスメント防止等に関する条例</a>	令和7年10月6日公布	令和7年10月6日施行
佐賀県吉野ヶ里町	<a href="#">吉野ヶ里町職員等のハラスメントの防止等に関する条例</a>	令和7年12月10日公布	令和7年12月10日施行
群馬県富岡市	<a href="#">富岡市議会ハラスメント防止条例</a>	令和7年12月11日公布	令和7年12月11日施行
宮崎県都城市	<a href="#">都城市議会議員のハラスメントの防止等に関する条例</a>	令和7年12月11日公布	令和7年12月11日施行
福岡県小郡市	<a href="#">小郡市ハラスメントの防止等に関する条例</a>	令和7年12月19日公布	令和8年4月1日施行
宮崎県宮崎市	<a href="#">宮崎市ハラスメントの防止等に関する条例</a>	令和7年12月22日公布	令和8年4月1日施行
沖縄県浦添市	<a href="#">浦添市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例</a>	令和7年12月26日公布	令和7年12月26日施行

【参考】（一財） 地方自治研究機構ホームページ

【首長等や議員によるハラスメントに関する条例】

[https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/066\\_harassment.htm](https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/066_harassment.htm)

## 政治倫理条例

・政令指定都市以外の市区町村のうち、令和7年度に公布されたもの

自治体	条例名	公布日	施行日
静岡県袋井市	<a href="#">袋井市議会議員政治倫理条例</a>	令和7年4月1日公布	令和7年4月1日施行
東京都江東区	<a href="#">江東区議会議員政治倫理条例</a>	令和7年5月23日公布	令和7年5月23日施行
青森県平川市	<a href="#">平川市議会議員政治倫理条例</a>	令和7年6月5日公布	令和7年7月1日施行
山形県小国町	<a href="#">小国町議会議員政治倫理条例</a>	令和7年6月12日公布	令和7年6月12日施行
福島県西郷村	<a href="#">西郷村議会議員倫理条例</a>	令和7年6月12日公布	令和7年7月1日施行
長崎県平戸市	<a href="#">平戸市長等政治倫理条例</a>	令和7年6月25日公布	令和7年6月25日施行
愛知県扶桑町	<a href="#">扶桑町議会議員政治倫理条例</a>	令和7年6月27日公布	令和7年6月27日施行
大阪府岸和田市	<a href="#">岸和田市長の政治倫理に関する条例</a>	令和7年7月4日公布	令和7年7月4日施行
兵庫県新温泉町	<a href="#">新温泉町議会議員政治倫理条例</a>	令和7年9月25日公布	令和7年9月25日施行
群馬県板倉町	<a href="#">板倉町議会議員政治倫理条例</a>	令和7年9月26日公布	令和7年9月26日施行

【参考】（一財） 地方自治研究機構ホームページ

【政治倫理条例】

[https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/064\\_political\\_ethics.htm](https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/064_political_ethics.htm)

## 次期議会への申し送り事項について

次期議会において、必要に応じて特別委員会を設置する等して、下記の事項について十分な協議や調査・検討を行っていただきますよう申し送ります。

### 記

#### 1 多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について

住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である議会において、多様な人材が議員に立候補しやすい環境を整備するため、次の2項目を中心に具体的な検討をお願いします。

1. 住民参加の機会の拡充による議会への理解度向上
2. 議員に立候補しやすい環境整備の充実

#### 2 市への要望・提言等に対する対応状況の検証について

令和7年9月に議会改革推進特別委員会において「議会の提案等に係る検証手法（案）」（別添のとおり）を作成した。本手法案をたたき台とし、議会基本条例を基軸に、実効性のある検証の仕組みを構築するための建設的な議論を行い、議会全体での合意形成を図りながら、更なる検討をお願いします。

#### 3 一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について

個人一般質問や委員会代表質問を通じて行った議員個々の政策提言を議会全体としての政策提言に結び付ける取組について検討をお願いします。

なお、前提として議員間討議の活性化等についての更なる検討が必要である。

**(案)**

**議会の提案等に係る検証手法**

令和7年9月

浜田市議会

## 第1 検証の目的

議会の提案等について、その実施状況等を事後的に検証する手法を構築することにより、その実効性を高めること及び社会情勢の変化等に即したものとすることを目的とします。

## 第2 議会の提案等とは

議会の提案等とは、以下に掲げるものとします。なお、必要に応じて項目の見直しを行います。

- 1 委員会提案条例及び議員提案条例（以下「提案条例等」という。）
- 2 議会または委員会による政策提言等
- 3 議会が採択した請願及び委員会が採択した陳情
- 4 委員会代表質問

### 第3 提案条例等の検証手法について

#### 1 検証を実施する主体

検証を実施する主体は、検証対象となる条例を所管する各委員会とします。なお、対象となる提案条例等を特に所管すると考えられる特別委員会が既に設置されているときは、その特別委員会を検証の主体とします。

また、所管が複数の常任委員会にまたがるものを検証するときは、連合審査会として議論するものとします。

そして、各常任委員会において行う検証は、基本的に所管事務調査として実施します。

#### 2 検証の対象

##### (1) これまでに制定した提案条例等について

##### ア 浜田市議会におけるこれまでの条例制定実績

分類	条例名	制定年月	所管委員会
執行部による執行が前提となる条例	浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例	平成 19 年 9 月	議会運営委員会
	浜田市地産地消推進条例	平成 21 年 3 月	産業建設委員会
	浜田市中小企業・小規模企業振興基本条例	平成 29 年 10 月	産業建設委員会
	浜田市地酒で乾杯条例	平成 29 年 10 月	産業建設委員会
	浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例	令和元年 9 月	福祉環境委員会
議会の内部的事項を定めた条例	浜田市議会政務活動費の交付に関する条例	平成 17 年 10 月	議会運営委員会
	浜田市議会議員政治倫理条例	平成 20 年 6 月	議会運営委員会
	浜田市議会基本条例	平成 23 年 9 月	議会運営委員会
	浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	平成 25 年 9 月	議会運営委員会
	浜田市議会の会期等に関する条例	平成 30 年 12 月	議会運営委員会
	浜田市議会個人情報保護に関する条例	令和 5 年 3 月	議会運営委員会
	浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例	令和 5 年 9 月	議会運営委員会

##### イ これまでに制定した提案条例等のうち検証の対象とするもの

これまでに制定した提案条例等のうち、「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

他方、「議会の内部的事項を定めた条例」については、基本的に議会内部の手続等を定めたものが多く、必要に応じて議会運営委員会で見

直しを行い、随時改正を行っているため、原則として検証の対象外としますが、例外として、「浜田市議会議員政治倫理条例」と「浜田市議会基本条例」の2本については、市民の意見や社会情勢の変化等を勘案しながら条例の規定について定期的に検証する機会を設けることが望ましいため、特に検証の対象とすることとします。

(参考) 第1回目の検証の対象となる条例

検証の対象となる条例	検証主体
浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例	議会運営委員会
浜田市地産地消推進条例	産業建設委員会
浜田市中小企業・小規模企業振興基本条例	産業建設委員会
浜田市地酒で乾杯条例	産業建設委員会
浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例	福祉環境委員会
浜田市議会議員政治倫理条例	議会運営委員会
浜田市議会基本条例	議会運営委員会

(2) 今後新たに制定する提案条例等について

今後新たに制定する「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

加えて、今後新たに制定する「議会の内部的事項を定める条例」については、原則として検証の対象外としますが、例外的に議会運営委員会において承認されたものについては、検証の対象とします。

3 検証の開始時期

(1) 第1回目の検証の開始時期

第1回目の検証は、一般選挙を経た任期開始後、本検証手法をたたき台として全議員で協議・決定した上で、適切な時期に開始するものとします。

(2) 第2回目以降の検証の開始時期

第2回目以降の検証は、4年に一度、議員任期の3年目の12月定例会議から各委員会において、検証対象とした提案条例等を対象として実施するものとします。第1回目の検証と異なり、第2回目以降の検証については議員任期の3年目から開始することとするのは、検証の結果、条例改正等の対応が必要となった場合に当該議員任期中に対応を完結することを可能とするためです。ただし、議会基本条例については、前項のとおりです。

なお、検証実施日から1年以内に施行された提案条例等については、

議会運営委員会における承認を経て、直近の検証時には検証を実施しないことができるものとします。

#### 4 検証の流れ

##### (1) 議会における検証

個々の委員（議員）が、提案条例等の実施状況を確認し、必要に応じて執行部からその成果や課題等を情報収集し、委員会においてそれらを集約して検証結果報告書としてまとめることとします。

##### (2) 執行部に対する検証結果報告書の送付

委員会において検証結果報告書がまとまった後、議会運営委員会における承認を経て、議長から市長に対して検証結果報告書を送付することとします。

##### (3) 執行部からの書面による回答の受領

検証結果報告書を執行部に交付した後、執行部に対して、書面による回答を求めることとします。

#### 5 検証後の対応

##### (1) 検証を実施した議員提案条例の一部改正等に係る議案の作成、提出等の主体

検証を実施した提案条例等について、議会側で一部改正等を行う必要が生じたときは、当該検証を実施した委員会が主体となって議案の作成や提出等を行うこととします。

##### (2) 運用開始後における検証制度に関する議論の主体

次年度以降、実際に検証を実施した結果、検証制度に修正等の必要が生じることも考えられますが、検証を実施する中で得られた気づきを適宜制度にフィードバックしていくことが重要です。

また、この検証制度の構築時に定めていない課題が生じるなど、今回の検証制度の構築に当たって議論を行っていない事項について改めて協議する必要が生じることも考えられます。

そこで、当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要が生じたときは、議会運営委員会を主体として議論することとします。

## 第4 議会または委員会による政策提言等の検証手法について

### 1 浜田市議会が直近5年間に実施した提言等の実績

提言等の概要	提言時期	所管委員会
農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策について【中山間地域振興特別委員会】	令和2年9月	産業建設委員会
行財政改革にかかる申入れ【自治区制度等行財政改革推進特別委員会】	令和2年9月	総務文教委員会
子育て支援策に関する要望書	令和3年2月	福祉環境委員会
こどもの可能性を育む幼児教育について	令和3年5月	総務文教委員会
中山間地における安全・安心対策について【中山間地域振興特別委員会】	令和3年5月	産業建設委員会
浜田漁港周辺エリアの活性化に関する提言	令和3年7月	産業建設委員会
行財政改革にかかる申入れ【自治区制度等行財政改革推進特別委員会】	令和3年8月	総務文教委員会
子育て支援策に関する要望書	令和3年9月	福祉環境委員会
多様性社会の推進について	令和4年11月	総務文教委員会
不登校児童生徒への支援について	令和5年9月	総務文教委員会
産業関係における問題・課題解決についての建議書	令和5年10月	産業建設委員会
就労支援を含めた障がい者支援について 重層的支援体制整備事業の取組について	令和5年10月	福祉環境委員会
協働のまちづくりについて【協働のまちづくり推進特別委員会】	令和6年2月	総務文教委員会
持続可能な医療体制の構築と健康寿命の延伸について	令和7年3月	福祉環境委員会
地域交通について ～移動の自由をどうつくるか～	令和7年9月	総務文教委員会

### 2 提言等の検証手法について

#### (1) 検証の対象

##### ア これまでに実施した提言等

過去に実施した提言等の検証については、その全てを検証対象とするのではなく、各所管委員会で判断することを基本とします。検証対象の範囲や手法については、おおむね過去2年間程度を目安とし、各所管委員会で協議し決定します。

##### イ 今後実施する提言等

今後、議会または委員会が実施する提言等については、原則として検証の対象とします。

#### (2) 実施状況等に関する執行部からの報告

議会または委員会が実施した提言等については、毎年度、9月定例会議の開会日までに、その前年度の4月1日から3月31日までの間に実施した提言について、任意の様式により、執行部から提言内容に関する実施状況等の報告を受けることとします。

ただし、報告予定日から近接した時期に提言が実施されたことその他の特段の事情があるときは、議会運営委員会における承認を経て、執行部による報告の時期を変更することができるものとします。

実施状況等の報告を受ける提言の範囲（期間）のイメージ

令和7年度													令和8年度						
…	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
		報告を受ける提言等の対象期間																	実施状況報告

### (3) 議会側の対応

所管の委員会が執行部から提言に係る実施状況の報告を受けたときは、全議員に当該報告を通知します。そして、その後の議会側の対応については、報告の内容に応じて所管の委員会において決定することとします。

なお、各常任委員会において検証を行うときは、基本的に所管事務調査として実施することとします。また、対象となる提言等を特に所管すると考えられる特別委員会が既に設置されているときはその特別委員会を検証の主体とします。所管が複数の常任委員会にまたがるものを検証するときは連合審査会として議論します。

### (4) 執行部の実施状況等を確認する旨の文言の提言書における明示

執行部の予測可能性を担保するとともに、議会側において認識を共有するため、今後提言等を実施する際には、提言書の中に、将来、提言内容についての執行部における実施状況等を確認する旨の文言を明示することとします。

### (参考) 文例

「なお、本提言については、原則として令和●年9月に執行部における実施状況等について報告を求める予定ですので、あらかじめご承知おきください。」

### (5) 運用開始後における検証制度に関する議論の主体

当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要が生じたと

きは、議会運営委員会を主体として議論することについては、議員提案  
条例の検証に準じます。

## 第5 議会が採択した請願及び委員会が採択した陳情の検証手法について

### 1 浜田市議会が今期4年間で採択した請願及び委員会が採択した陳情

請願内容	請願時期	付託委員会	本会議 審議結果
精神保健医療福祉の改善に関する意見書の提出について	令和4年3月	福祉環境委員会	採択
地方における鉄道政策に関する請願について	令和4年3月	総務文教委員会	採択
子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について	令和4年6月	福祉環境委員会	採択
加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設及び意見書の提出について	令和4年9月	福祉環境委員会	一部採択
浜田市立原井幼稚園跡地払い下げに関する請願について	令和5年6月	総務文教委員会	採択
森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書の提出について	令和5年9月	産業建設委員会	採択
サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、さらに必要な判断材料や分析の検討を求める請願について	令和6年3月	総務文教委員会	採択
治和町3-1町内住民利用の主要道路の整備促進に関する請願について	令和6年6月	産業建設委員会	採択
学校給食の自然塩（天然塩）使用の請願について	令和6年9月	総務文教委員会	採択
訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について	令和6年9月	福祉環境委員会	採択
国に対し、「刑事訴訟法の再審規程（再審法）の改正を求める意見書」の提出について	令和7年3月	総務文教委員会	採択

陳情内容	陳情時期	委員会	委員会 審議結果
	(記載省略)		

### 2 請願・陳情等の検証について

#### (1) 今後の方向性

請願・陳情については、所管の常任委員会において、所管事務調査などを通じて、その後の進捗や対応状況について執行部に確認・質疑する仕組みが機能しています。また、議会基本条例においても、市長等に対しその趣旨の実現を求め、事後の報告を求める規定があります。

以上の点から、請願・陳情については、現行制度での対応を基本と

し、本検証手法における一律の検証対象とはしないこととします。ただし、各委員会が必要と判断した場合には、この限りではありません。

※ 留意事項

議会基本条例に事後の報告を求める規定があるものの、その解釈や運用が必ずしも十分ではなかったとの指摘もあり、次期議会において改めて共通認識を図る必要があります

## 第6 委員会代表質問の検証手法について

### 1 浜田市議会がこれまでに実施した委員会代表質問の実績

質問項目（大項目）	質問時期	委員会
1 障がい者支援について	令和5年3月	福祉環境委員会
1 「道の駅」ゆうひパーク浜田の今後について		産業建設委員会
1 就労支援を含めた障がい者支援について	令和5年6月	福祉環境委員会
1 浜田市の現状と将来を見据えた一次産業のあり方について		産業建設委員会
1 誰ひとり取り残さない支援体制の充実について	令和5年9月	福祉環境委員会
1 ポスト・コロナ時代の支援策について		産業建設委員会
1 市内建設業者及び労働者の現状について 2 災害対応及び除雪対応について 3 市の建設業に関連する予算及び事業について 4 未対応危険箇所について	令和6年12月	産業建設委員会

### 2 委員会代表質問の検証について

#### (1) 今後の方向性

委員会代表質問は、常任委員会の専門分野の重要な課題などについて行われます。そのため、質問の内容や執行部の答弁は、その後の常任委員会における一連の活動の中で扱い、その目的が達成されているかどうかを判断し、政策提言や新たな取組課題へと発展・反映されるべきものです。

このように、委員会代表質問は委員会活動の中で完結すべき性質のものであり、これのみを切り出して別途検証する必要性は低いと考えられるため、本検証手法における一律の検証対象とはしないこととします。